

令和7年5月2日
能美市立病院
能美市総務部総務課

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

記

1. 被処分者 能美市立病院事務職員
2. 処分発令日 令和7年5月2日
3. 処分の種類 懲戒処分 停職3月（令和7年5月2日から）
4. 処分の理由 令和7年4月19日未明、飲酒後に車を運転し、道路交通法令に違反したことは、市の社会的信用を大きく失墜させ、公務員として著しく不適切な非違行為である。
これは地方公務員法第29条第1項第3号の規定に該当する。
5. 事案の概要 令和7年4月19日未明、金沢市内の飲食店で飲酒後、車両を運転し帰宅する途上の検問で、呼気0.35mg/lのアルコールが検知されるに至った。

※その他

管理監督責任として、能美市立病院管理部長を訓告、能美市立病院管理部次長を戒告とする。